障がいへの配慮

介護サービスを提供する際は、次のような配慮が必要です。

「介護を始める前に」

１　介護サービスに対する本人の意向や気持ち、要望を十分聞きましょう。

２　初めての場面、初対面の人に慣れるまで大変な緊張を伴っています。優しく声をかけることから始めましょう。

３　職員によって、説明や対応が異なったりすると混乱してしまいます。本人が理解できる方法を用いるなど、充分な配慮が必要です。

４　食事やトイレ、入浴などの場面でどんな援助が必要か、気をつける点は何かについて、できれば本人から、本人が伝えにくい場合は家族等から、前もって聞き取っておきます。

５　本人の得意なこと、苦手なこと、好きなこと、嫌いなことなど事前に聞いておくと役立つ場合があります。

「介護に当たって」

１　援助するときにも、できるところはなるべく自分でやってもらうようにします。

２　自分の要求を的確に説明することが苦手で、言われたままの言葉を繰り返すこともあります。話はゆっくりと聞き、希望や要求について確認します。

３　説明や質問をするときは、多くのことを一度に話してしまうと混乱することがあります。ゆっくりと簡潔な言葉で話し、一つずつ確認します。

４　言葉だけでなく、絵や文字に書きながら話をすると、伝わりやすくなります。

５　パニックが起きても事前に落ち着く方法を知っておけば、スムーズに対応できます。

　　また、パニックには原因がありますので、その要因を見つけ取り除くことが必要です。

６　新しい物事に対して不安の強い方もおられますので、ゆっくりとした取組みが求められます。

７　環境、手順、スケジュール等の「変化」が苦手な方もいます。急な変化はできるだけしないよう配慮します。必要な場合は、事前に本人が納得できるよう丁寧な説明が必要です。

８　本人を子ども扱いすることなく、大人として敬意を払って接しましょう。本人の人格や尊厳を尊重して、年齢にふさわしい応対をしてください。

「家族等との連絡」

１　連絡事項などがあれば、メモにして渡して、家族や日々の生活の援助者にもきちんと伝えます。

２　心身の健康状態は、家庭、施設での援助に大きく影響しますので、連絡は密にします。

　主に居宅サービスについて述べていますが、施設サービス、通所系サービスについても、状況に応じ、同様に配慮してください。

通所サービスを提供する場合は、次のような配慮が必要です。

１　案内板、説明書などにはふりがなをつけましょう。イラストや図を使って表示するとよりわかりやすくなります。

２　提供プログラムについては、日課表(文字、絵など)によって理解できるよう説明をします。

３　家庭での生活、通所サービス利用中の様子など、施設等と家庭の情報交換のための連絡ノートのようなものを用意すれば便利です。

　特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設では、次のような配慮が必要です。

「入所（入居）されたら」

１　日常生活で配慮することや好きなこと、苦手なことなど、普段の生活パターンなどを、本人や家族などから聞き取ります。

２　施設での過ごし方やルールなどをわかりやすく伝えます。

３　どこに行けばいいのか、言葉だけではわかりにくいこともあります。目印となるマークなどがあると便利です。

４　食事や入浴の時間など一日のスケジュールを絵や文字で見えやすいところに貼ります。行事などもカレンダーにして、居室に貼り見通しをもってもらいます。

５　初めての入所（入居）では非常に不安になる利用者もいるため、こまめに声をかけます。

６　何もすることが決まっていないと不安になることもあります。

「入所（入居）生活」

１　消灯の時間、自動販売機や電話の使い方などのルールをその都度伝える必要がある場合もあります。同じことを何度も繰り返して伝えなければならないこともあります。絵や文字で伝えると伝わりやすいこともあります。

２　自分の居室がわからなくなる場合もあります。部屋の入口に目印をつけるなどの工夫をすると分かりやすいでしょう。

３　初めてのことが苦手な場合があります。どんなことをするのかをゆっくりと説明します。

４　他の利用者とうまくコミュニケーションがとれない場合は、間に入って会話の仲立ちをしたり、障がいの特性を他の利用者に伝えて、温かく見守っていただくように働きかけます。

５　緊急時には、現況が分からず、不安な気持ちやパニックになってしまうこともあります。大きな音や声が苦手な人もいます。心配要らないことを伝えます。

「外出のための支援」

１　入所又は入居している施設などの行事等で外出する場合は、当該施設等において適切に支援する必要があります。「知的障がい者のためのガイドヘルプサービス支援マニュアル」（平成20年12月大阪府発行。大阪府のホームページからダウンロードできます。）を参考に援助してください。

２　有料老人ホームに入居している場合であっても、介護保険の指定（特定施設入居者生活介護の指定）を受けていない有料老人ホームでは、介護保険による訪問介護（通院・外出介助）を利用することが可能です（要介護・要支援認定を受けた方に限ります。）。また、介護保険サービスの支給限度額の制約等から、介護保険による訪問介護（通院・外出介助）が利用できない場合であっても、障がい福祉サービス（居宅介護（通院等介助）・行動援護など）や市町村地域生活支援事業（移動支援事業）が利用可能な場合がありますので、市（区）町村（障がい福祉担当）にご相談ください。

「知的障がい」と「発達障がい」について

「知的障がい」・・・発達期までに現れた知的機能の障がいにより、日常生活を送るのに支障があって、何らかの支援を必要としている状態をさします。

「発達障がい」・・・広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障がい、注意欠陥多動性障がいを中心とする脳機能の障がいのことをさします。

　知的障がいと発達障がいは別の障がいです。知的障がいと発達障がいを合併している人もいます。

「広汎性発達障がいの特性について」

　１　社会性の特性

　　　１．人との付き合い方や社会的なルールがわからない。

　　　２．他人と喜びや悲しみを一緒に感じあうことが難しい。

　２　コミュニケーションの特性

　　　１．言葉や身振りや表情などの理解が難しい。

 　 ２．言葉を正しく使えなかったり、独特な話し方をすることもある。

　３　想像力の特性

 　　 １．目に見えないことを想像するのが難しい。

 ２．活動や興味の幅が狭く、限られている。

　４　その他の特性

　　　１．生理的なリズムが崩れやすい。

　　　２．特定の感覚が過敏又は鈍感なことがある。

　上のような特性は誰にもありますが、広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群など）の人には、多く見られることがあります。

　ただし、一人の人がこのような特性をすべて持っているとは限りません。また、特性の強い人から弱い人までさまざまです。その人にあった「ちょうどよい」サポートをするためには、その人の特性を正確に理解することが大切です。

　　『「さぽーとだより　発達障がいシリーズ①」大阪府障がい者自立相談支援センター』より